

改正前	改正後
<p>2 (略) (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学事務委任等規程 (昭和45年10月31日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3条 総長は、各部局並びに事務本部の各部、プロ ポストオフィス及び監査担当事務室（以下「事務本 部の各組織」という。）の長に、旅行命令又は旅行依 頼に関する権限のうち、それぞれ当該部局又は事務 本部の各組織の教職員等に対し旅行命令を発し、及 び当該部局又は事務本部の各組織の教職員等以外 の者に対し当該部局又は事務本部の各組織の用務に係 る旅行依頼を発する権限を委任する。</p> <p>(中 略)</p> <p>第9条の4 総長は、ライフサイエンス研究等におけ る倫理の保持、安全の確保等に関する事務のうち、 次の各号に掲げる事務について、京都大学における ライフサイエンス研究等に係る倫理の保持、安全の 確保等に関する規程（平成27年達示第72号）の 定めるところにより、部局（事務本部を含む。）の長 （事務本部にあつては研究倫理・安全推進担当副学 長とする。）に委任する。 (1)～(3) (略) (後 略)</p>	<p>2 (同 左)</p> <p>第3条 総長は、各部局並びに事務本部の各部、プロ ポストオフィス、<u>監査担当事務室及び公正調査監査 室</u>（以下「事務本部の各組織」という。）の長に、旅 行命令又は旅行依頼に関する権限のうち、それぞれ 当該部局又は事務本部の各組織の教職員等に対し旅 行命令を発し、及び当該部局又は事務本部の各組織 の教職員等以外の者に対し当該部局又は事務本部の 各組織の用務に係る旅行依頼を発する権限を委任す る。</p> <p>第9条の4 総長は、ライフサイエンス研究等におけ る倫理の保持、安全の確保等に関する事務のうち、 次の各号に掲げる事務について、京都大学における ライフサイエンス研究等に係る倫理の保持、安全の 確保等に関する規程（平成27年達示第72号）の 定めるところにより、部局（事務本部を含む。）の長 （事務本部にあつては<u>公正調査・安全推進担当副学 長</u>とする。）に委任する。 (1)～(3) (同 左)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、令和元年10月1日から施行する。</p>